

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の概要

平成28年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入に対応した所要の措置を講ずるとともに、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目等を定める。

2 主な改正の内容

- (1) 法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入に対応した所要の措置

法人住民税法人税割の税率引下げ並びに自動車取得税を廃止すること並びに自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入すること等に伴う所要の措置を講じる。また、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令を廃止する。

- (2) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目について定める。
- ② 防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業者及び防災上重要な道路の細目を定める。

- (3) その他

地方消費税の徴収取扱費率を見直すとともに、平成29年度の地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）について、規定の整備を図る。

3 施行期日

原則として平成28年4月1日から施行する。